

鳥取市農業賞贈呈事業実施要領

第1 目的

この要領は、鳥取市における農業の発展並びに、その技術及び経営の改善意欲の高揚を図るため、実施する農業賞の贈呈に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2 農業賞の対象者

農業賞は、次に掲げる者に贈呈する。

1 優良農業者

農業を営み、その経営が特に優良と認められる者（個人及び法人を対象とする。優良農業者として農業賞を受賞し、満5か年を経過しない者を除く。）

2 優良営農組織

地域または集団による営農を推進するため、集団活動に積極的に取り組み、その成果が優秀な営農組織

3 優良むらづくり組織

地域または集団により地域の活性化に積極的に取り組み、その成果が優秀な組織

4 特別賞

農業に関し、全国的な評価を受けた者（全国大会等において優秀な成績を収めた者（全国大会等への選出者を含む）。個人及び法人を対象とする。但し、鳥取市農業賞を受賞し、満5か年を経過しない者を除く。）

5 功労者

本市の農業の発展に大きな功績があった者。（但し、鳥取市農業賞を受賞し、満5か年を経過しない者を除く。）

第3 審査基準

1 優良農業者

(1) 立地条件からみて、経営が合理性と安定性をもっていること。

(2) 経営が近代化、拡大化の方向をたどっていること。

(3) 生産基盤の整備、資本装備の投資がかなり行われ、その利用

効率が高いこと。

- (4) 土地利用及び労働力利用が合理的であること。
- (5) 栽培技術、飼育技術その他の技術が優れていること。
- (6) 労務管理、土地管理その他経営全体の管理について、配慮されていること。
- (7) 経営が計画性をもち、経営者の経営改善意欲が大きいこと。
- (8) 経済簿記・労働簿記または、これに類する記帳と決算が行われ、生産性が高く農業所得が水準以上であると認められること。

なお、農業を営む法人は、単年度の経常利益が黒字であること。

- (9) 生産規模または経営規模等が別表第1に示す基準以上であること。

2 優良営農組織

- (1) 組織の活動内容及びその成果が優れ、波及効果の高いもので賞賛に値するものであること。
- (2) 組織としてのまとまりがよく合意形成等のための活動が積極的に行われていること。
- (3) 特産物の育成拡大、中核的農家の規模拡大、地力維持増進等に取り組み、他の模範であること。

3 優良むらづくり組織

- (1) 地元農産物を活用した加工品の開発・商品化または、地域の資源を活用した活性化等に意欲的に取り組んでいる組織であること
- (2) おおむね5人以上で構成されていること。
- (3) おおむね5年以上継続して活動を行っており、引き続き意欲的な活動が見込まれること
- (4) 地域の活性化に貢献しており、他の地域の模範となるとともに、波及効果が期待されること。

4 特別賞

- (1) その業績が顕著であり、他の模範であると市長が認めた者。

5 功労者

- (1) 永年にわたり農業に従事している個人又は団体であること。
- (2) 農業活動が評価され、本市農業賞を受賞していること。ただし、個人にあっては、農業賞を受賞した団体の関係者であれば、功労者の個人受賞の資格があるものとみなす。

- (3) 他の農業者や団体への模範となり、本市の農業の振興、発展に著しい功績があること

第4 受賞者の決定

- 1 市長が委嘱する選定委員により構成される農業賞受賞候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により受賞候補者を選定し、候補調書（様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号）を作成する。
- 2 市長は、選定委員会が選定した受賞候補者の中から受賞者を決定する。

第5 選定委員並びに選定委員会

- 1 選定委員は、次の者とする。
東部農林事務所鳥取農業改良普及所長
鳥取市農林水産部長
鳥取市農業委員会事務局長
鳥取いなば農業協同組合本店営農部長
- 2 選定委員会に会長をおき、鳥取市農林水産部長があたる。
- 3 選定委員会は、会長が招集し、議長となる。

第6 農業賞の贈呈

農業賞は、賞状を授与するとともに記念品を贈呈する。

第7 その他

- 1 この要領で定める農業は、次に掲げるものとする。
 - (1) 米作農業
 - (2) 米作以外の穀作農業
穀物とは、米（水稲、陸稲）、麦類、雑穀（あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし）、豆類（大豆、そらまめ、いんげんまめ、小豆、ささげ、らっかせい、えんどう、りょくとう）などの乾燥子実をいう。
 - (3) 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）
野菜とは、果菜類（えだまめ、さやえんどう、とうもろこし等の未成熟子実を含む）、葉茎菜類（はくさい、キャベツ、

ねぎ等), 根菜類(だいこん, にんじん, さといも等)及び栽培されたきこの類をいう。

(4) 果樹作農業

果樹とは, みかん, りんご, ぶどう, かき, なし, もも, くり, くるみなどの木本性植物をいう。

(5) 花き作農業

花きとは, 切り花, 切り葉, 切り枝, 球根, 鉢物, 花き苗, 芝, 植木など美観の創出ないし維持又は緑化などに供する目的で栽培されている植物をいう。

(6) 工芸農作物農業

工芸農作物とは, なたね, 葉たばこ, 生茶, さとうきび, てんさい, こんにゃくいも, い, こうぞ, みつまた, ホップ, 薬用にんじん, ハーブなど, 油脂, 甘味料, 繊維, 薬などの原料に供する目的で栽培されている植物をいう。

(7) ばれいしょ・かんしょ作農業

(8) その他の耕種農業

主として飼肥料作物, 採種用作物など他に分類されない作物植物をいう。飼肥料作物とは, 飼料や肥料とする目的で栽培されている牧草等をいい, 採種用作物とは, 種苗(林業用の種苗を除く)を得る目的で栽培されている植物をいう。

- 2 受賞者のうち、特に優秀と認められるものについては、鳥取県農林水産業者等表彰対象者として推薦するものとする。
- 3 この要領に定めなき事項で必要な事項は、選定委員会に諮り、市長が定める。
- 4 この要領は、昭和61年度から適用し、鳥取市農業賞贈呈要綱(昭和57年度制定)は廃止する。

昭和62年2月23日制定

昭和63年2月22日一部改正

平成5年1月27日一部改正

平成7年1月27日一部改正

平成8年2月16日一部改正

平成12年3月20日一部改正

平成16年2月10日一部改正
平成17年2月4日一部改正
平成18年1月20日一部改正
平成19年1月11日一部改正
平成19年10月23日一部改正
平成22年9月30日一部改正
平成24年1月13日一部改正
平成25年7月26日一部改正
平成30年12月14日一部改正

別表第 1

優良農業者としての生産規模・経営規模等の最低基準

農産	園芸	畜産	養蚕・特産
<p>耕地 1 ヘクタール以上の経営</p>	<p>耕地 1 ヘクタール以上の経営</p> <p>ただし施設園芸については、耕地 50 アール以上の経営</p> <p>果樹園 50 アール以上の経営</p>	<p>乳用牛 経産牛 10 頭以上の経営</p> <p>肉用牛 5 頭以上の経営</p> <p>豚 子とりのめす豚 15 頭以上の経営</p> <p>採卵鶏 5,000羽以上の経営</p> <p>ブロイラー 年間出荷羽数 60,000羽以上の経営</p>	<p>耕地 1 ヘクタール以上の経営 (ただし、茶、こんにゃく及びその他地域の特産農産物に係る施設園芸については 50 アール以上)</p> <p>桑園 40 アール以上の経営</p>